

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成28年3月10日(2016.3.10)

【公表番号】特表2011-527436(P2011-527436A)

【公表日】平成23年10月27日(2011.10.27)

【年通号数】公開・登録公報2011-043

【出願番号】特願2011-517284(P2011-517284)

【国際特許分類】

G 2 1 K	1/06	(2006.01)
G 2 1 K	1/00	(2006.01)
H 0 1 L	21/027	(2006.01)
G 0 3 F	7/20	(2006.01)
G 0 2 B	5/08	(2006.01)

【F I】

G 2 1 K	1/06	D
G 2 1 K	1/00	X
G 2 1 K	1/06	C
H 0 1 L	21/30	5 3 1 A
G 0 3 F	7/20	5 0 3
G 0 2 B	5/08	A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年1月25日(2016.1.25)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

極紫外線放射反射要素であって、

a) チタン、バナジウム、クロム、イットリウム、ジルコニウム、ニオブ、テクネチウム、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、銀、タンタル、タングステン、レニウム、オスミウム、イリジウム、プラチナ、金、タリウム、鉛、ダイヤモンド状炭素、又は、これらの混合物及び／若しくは合金、の群から選択される材料から作製される第1層と、

b) 前記第1層上に設けられ、モリブデンから作製される第2層とを含み、

前記第2層は、入射及び／又は反射された極紫外線光の経路に設けられる、

極紫外線放射反射要素。

【請求項2】

請求項1に記載の極紫外線放射反射要素であって、前記第2層は、5nm以下の厚さを有する、極紫外線放射反射要素。

【請求項3】

リソグラフィック投影装置であって、

放射の投影ビームを供給する照明システムと、

マスクを保持する第1オブジェクト保持器を備えられる第1オブジェクトテーブルと、

基板を保持する第2オブジェクト保持器を備えられる第2オブジェクトテーブルと、

前記基板のターゲット部分へ前記マスクの照射部分を結像させる投影システムと、

請求項1又は2に記載の少なくとも1つの極紫外線放射反射要素を含む少なくとも1つの反射器と、

を含むリソグラフィック投影装置。

【請求項 4】

請求項 1 又は 2 に記載の極紫外線放射反射要素、及び / 又は、請求項 3 に記載のリソグラフィック投影装置を含むシステムであって、半導体リソグラフィにおいて使用される、システム。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 8

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 8】

「極紫外線放射反射要素」という用語は、本発明の意味において、本質的に、極紫外線波長領域に関する反射器及び / 又は鏡などの光学要素を意味する。

「高反射材料」という用語は、本発明の意味において、材料が、50%以上、より好ましくは60%以上、更により好ましくは70%以上、更により好ましくは80%以上、最も好ましくは85%以上である、極紫外線波長領域における低角度（特に10°）反射率を有することを特に意味する。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 9】

「本質的に」という用語は、特に、75%(wt-%)以上、好ましくは85%(wt-%)以上、及び最も好ましくは95%(wt-%)以上を意味する。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 5

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 5】

本発明の意味において、「高共有結合」という用語は、好ましくは要素成分間の結合の極性又はイオン特性が小さいように、要素成分が2以下の電気陰性度の差の値(Allred & Rochow)を有する固体材料を特に意味する。

【誤訳訂正 5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 7

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 7】

本発明の実施例に従うと、前記第2層は、モリブデン、タンゲステン、ベリリウム、アルミニウム、エルビウムの酸化物、窒化物、ホウ化物、リン化物、炭化物、硫化物、及び、ケイ化物、及び / 又はこれらの混合物の群から選択される材料から本質的に作製される。

【誤訳訂正 6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 2 0

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 2 0】

「炭素複合材料」という用語は、特に、炭素繊維強化カーボン（Cf/C）などの炭素材料、及び炭素の一部がSiCf/SiC及びCf/SiCなど（しかしこれらには制限されないが）と置換されている材料を意味する。